

付 議 第 2 号

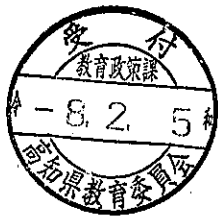
高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案に係る 意見聴取に関する議案

令和8年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

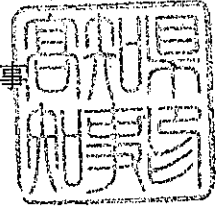
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 441 号
令和 8 年 2 月 4 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する
意見について

令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
- 2 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
- 3 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部
を改正する条例議案
- 4 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議
案
- 5 令和 8 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 6 令和 8 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 7 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 8 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案

高知県高等学校等教育改革促進基金条例を次のように定める。

令和8年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

高知県高等学校等教育改革促進基金条例

(設置)

第1条 公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、高等学校等教育改革促進事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

2 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(処分)

第4条 知事は、第1条の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができる。ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案説明

この条例は、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金を設置しようとするものである。

高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案要綱

1 条例制定の目的

この条例は、公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部における教育改革の推進のための事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金（以下「基金」という。）を設置しようとするものである。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、高等学校等教育改革促進事業費補助金として交付を受けたもののうち、一般会計歳入歳出予算で定める額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、全て基金に積み立てるものとすること。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行する。

1 条例の概要

公立高等学校等における高等学校教育改革を先導する拠点の創出と、その取組・成果の他の高等学校への普及に係る事業を実施するため、高知県高等学校等教育改革促進基金を設置しようとするもの。

2 産業イノベーション人材育成等に資する高等学校教育改革促進事業について

県に基金を設置し、3つの類型に応じた高校教育改革を先導する拠点のパイロットケースを創出し、取組・成果を域内の高校に普及

アドバンスト・エッセンシャルワーカー等 育成支援

技術革新のスピードが加速する時代に適した課題解決能力の獲得に向け、探究的・実践的な学びの積み重ねや深まりのある学びを実現

理数系人材育成支援

理数的素養を身に付けつつ、自ら問を立て、解決する研究を行う高等教育を見据えた文理融合の学びを実現

多様な学習ニーズに対応した 教育機会の確保

人口減少地域に、魅力ある学びの選択肢を増やすため、地域の教育資源を活かした学びや遠隔授業を活用した学びの提供を実現

学ぶ意欲のある高校生が、家庭の経済状況に左右されることなく、学習習慣の定着、学習時間の増加、学びへ向かう姿勢の確立ができるよう、放課後等を活用し、学校と地域の連携による学力向上・学習支援のための取組、探究活動の深化による多様な進路に向けた支援を行う。

(取組内容例)

学科・コースの再編、学校設定科目の新設、高等教育機関・地域・産業界との連携、グローバル人材育成に向けた留学の派遣・受入に係る環境構築、遠隔授業 等

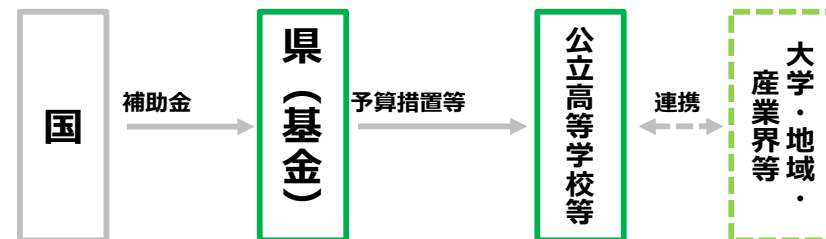
3 基金について

3類型に関する先導的な取組を行う拠点を創出し、その取組・成果を県内の高等学校に普及するため、高等学校教育改革に係る国からの補助金を受けて県に基金を造成し、当該基金から県予算へ繰入れる。

基金の造成経費（事務費等）は原則本年度中に交付されるが、拠点創出全般に必要な経費に係る交付決定は令和8年度を予定している。

- 支援対象：県立高等学校等
- 補助率：10/10

基金事業の流れ



4 施行日

公布の日から施行する。